

林業成長産業化総合対策実施要綱

〔農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕
平成30年3月30日付け29林政政第892号

最終改正：令和3年3月26日付け2林政政第581号

第1 趣旨

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要な課題となっている。

一方、我が国の森林経営は小規模・零細であり、経営の基盤となる路網整備は十分でなく、木材の生産から加工流通までの多段階にわたって高コストな構造となっている。

このため、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るべく必要な支援を行う。

第2 対策の内容及び事業実施主体等

1 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

(1) 林業・木材産業成長産業化促進対策

- ① 持続的林業確立対策
- ② 木材産業等競争力強化対策
- ③ 林業成長産業化地域創出モデル事業

(2) 林業イノベーション推進総合対策

- ① 森林資源デジタル管理推進対策
- ② ICT生産管理推進対策
- ③ 革新的林業実践対策
- ④ 早生樹等優良種苗生産推進対策
- ⑤ 戦略的技術開発・実証事業
- ⑥ 木材生産高度技術者育成対策

(3) 川上・川下連携による成長産業化支援対策

- ① 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
- ② 木材需要の創出・木材産業活性化対策
 - ア 木材産業・木造建築活性化対策
 - (ア) 都市の木造化促進総合対策事業
 - (イ) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
 - (ウ) 生産流通構造改革促進事業
 - イ 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - (ア) 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
 - (イ) 「地域内エコシステム」推進事業
 - (ウ) 「クリーンウッド」普及促進事業
 - (エ) 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業
 - (オ) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策

(4) 林業・木材産業金融対策

- ① 林業施設整備等利子助成事業
- ② 林業信用保証事業
 - ア 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業

- イ 保証活用支援事業
 - (ア) 災害復旧支援タイプ
 - (イ) 木材安定供給支援タイプ
 - (ウ) 事業承継支援タイプ
 - (エ) 事業再建支援タイプ
- ウ 木材産業等高度化推進資金事業
- エ 経営改善発達支援事業

(5) 森林整備事業

2 1に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるとおりとする。

- (1) 林業・木材産業成長産業化促進対策：別記1
- (2) 林業イノベーション推進総合対策：別記2
- (3) 川上・川下連携による成長産業化支援対策：別記3
- (4) 林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）：別記4－1
- (5) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）：別記4－2
- (6) 森林整備事業：森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）のとおり。（ただし、同要領の第1の1に定める森林環境保全直接支援事業の森林作業道整備、第1の3に定める森林資源循環利用林道整備事業及び第1の4に定める林業専用道整備事業に限る。）

第3 その他

本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、次に掲げる通知に基づき実施された事業にあっては、この通知の施行後も、なお従前の例による。
 - 一 林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知）
 - 二 林産物供給等振興対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22林政産第118号農林水産事務次官依命通知）
 - 三 次世代林業基盤づくり交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知）

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行前に森林整備・保全推進事業実施要綱（平成17年3月29日付け16林整保第226号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業成長産業化総合対策実施要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

(別記1)

林業・木材産業成長産業化促進対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表1のとおりとする。

また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（別表1の目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

1 持続的林業確立対策

間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援

2 木材産業等競争力強化対策

1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援

3 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の森林資源を循環利用することで、地元利益が還元され、その活性化に結び付くモデル的な取組に対する支援

第2 事業構想、地域構想及び事業計画の作成等

1 事業構想、地域構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1及び2の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、第1の3の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

2 事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁

長官に送付するものとする。

4 事業構想等の変更

- (1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1から3までの規定を準用するものとする。
- (2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。
- (3) 林野庁長官等は、(1)及び(2)の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第1の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第4 達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第5 事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

- 1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。
- 2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

- 1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

別表 1

I 持続的林業確立対策

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
安定供給体制の整備推進	間伐材生産	(1)「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等) (2)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	都道府県、市町村、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) 付帯事務費(1/2以内)
	資源高度利用型施業	(1)生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)及びそれと連携して行う人工造林 (2)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等)	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) (付帯事務費1/2以内)
	路網整備・機能強化対策	(1)生産基盤強化区域内で行う林業専用道(規格相当)、森林作業道の整備 (2)既設の林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強 (3)既設の林道施設の点検診断 (4)既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道(規格相当)及び本事業で開設する林業専用道(規格相当)の機能強化 (5)関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	(1)～(3)、(5) 定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする) (4)1/2以内 (付帯事務費1/2以内)
	高性能林業機械等の整備	(1)林業機械作業システム整備	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定	定額(1/3、4/10、1/2)

	(2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 附帯事業 ((1) から (3) の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）	以内)
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) 低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備 (2) コンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備	都道府県、市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等	定額（1/2以内）

2 森林整備・林業等振興推進交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
森林整備の地域活動推進	森林整備地域活動支援対策 (1) 森林経営計画作成促進 (2) 森林境界の明確化 (3) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	・森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化	市町村、選定経営体等	定額
自立的林業経営	自立的経営活動推進	・地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動 (1) 活動推進 現地での林況調査、活動計画の実施のための話し合い等 (2) 森林整備活動 除伐、間伐・搬出等	都道府県、市町村、林業者等の組織する団体（森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動を行う又は活動の取りまとめを行う団体）及び林業者等の組織する	定額、1/2、1/3 以内

<p>営活動の推進</p>		<p>(3) 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等</p> <p>(4) 森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等</p> <p>(5) 資機材・施設の整備 森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置</p>	<p>団体の所属員で都道府県知事が認める者</p>	
<p>山地防災情報の周知</p>	<p>山村地域の防災・減災対策 (1) 山地防災情報伝達の総合的な推進</p>	<p>・山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備</p>	<p>都道府県</p>	<p>定額（1/2以内）</p>
<p>森林資源の保護</p>	<p>森林資源保全対策 (1) 森林資源保護の推進 (2) 森林環境保全の推進</p>	<p>・森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）</p>	<p>都道府県及び市町村等</p>	<p>定額（1/2以内）</p>
<p>マーケティング力ある林業担い手の</p>	<p>マーケティング力ある林業担い手の育成 (1) 出荷ロットの大規模化等の推進 (2) 持続的な林業経営の確立 (3) 人材の確保・育成・定着 (4) 労働安全の確保</p>	<p>・選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、林業労働災害防止のための研修等</p>	<p>都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等</p>	<p>定額（1/2以内）</p>

育成				
林業経営体の育成	林業経営体育成対策(林業機械リース支援)	・林業機械導入	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。)	定額(リース物件価格の1/3、4/10、1/2以内)

II 木材産業等競争力強化対策

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木材加工流通施設等の整備	(1)木材加工流通施設等整備 ①木材加工流通施設整備 ②森林バイオマス等活用施設整備 (2)附帯事業((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体	定額(1/2以内)
	木質バイオマス利用促進施設の整備	(1)未利用間伐材等活用機材整備 (2)木質バイオマス供給施設整備 (3)木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (4)附帯事業((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	定額(15/100、1/3、1/2以内)
	特用林産振興施設等の整備	(1)特用林産物活用施設等整備 (2)附帯事業((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人地域材を利用する法人及び特認団体	定額(1/2以内)
	木造公共建築物等の整備	(1)木造公共施設整備 (2)附帯事業((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体	定額(1/2、15%、3.75%以内)

III 林業成長産業化地域創出モデル事業

1 森林整備・林業等振興整備交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
該当するメニューの目標	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備・機能強化対策」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」	・Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備・機能強化対策」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における事業内容等	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備・機能強化対策」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における事業実施主体	Iの1のメニュー欄の「資源高度利用型施業」、「路網整備・機能強化対策」、「高性能林業機械等の整備」、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における交付率
	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」	・IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における事業内容等	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における事業実施主体	IIの1のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」、「木質バイオマス利用促進施設の整備」、「特用林産振興施設等の整備」、「木造公共建築物等の整備」における交付率

2 森林整備・林業等振興推進交付金

目標	メニュー	事業内容等	事業実施主体	交付率
林業の成長産業化の実現	先進的モデル提案事業	・林業の成長産業化の実現に向けて地域構想で定めた目標の達成に必要なソフト事業	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事等が認めるもの	定額 各年度の助成額の上 限は、1林業成長産 業化地域当たり1,000 万円とする。

(別記2)

林業イノベーション推進総合対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は、別表2のとおりとする。

- 1 森林資源デジタル管理推進対策
- 2 ICT生産管理推進対策
 - (1) レーザ計測による森林資源データの解析・管理の標準化事業
 - (2) ICT生産管理システムの標準化事業
- 3 革新的林業実践対策
 - (1) スマート林業構築推進事業
 - ア スマート林業実践対策
 - (2) 先進的造林技術推進事業
 - ア 低コスト造林モデル普及促進事業
 - (ア) 地域の実状に応じた実証的造林
 - (イ) 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証
 - イ 造林分野への異分野の技術等の導入促進事業
- 4 早生樹等優良種苗生産推進対策
 - (1) 指定採取源の拡大
 - (2) 早生樹母樹林の保全・整備
 - (3) エリートツリー等の原種増産技術の開発
 - (4) 採種園等の造成・改良等
 - (5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組
 - (6) 苗木生産技術の向上等
- 5 戦略的技術開発・実証事業
 - (1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証
 - (2) 新素材の開発・実証
- 6 木材生産高度技術者育成対策

第2 事業計画等

- 1 事業計画の作成及び承認等
第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業計画の変更
事業計画の重要な変更は、1に準じて行うものとする。
- 3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。ただし、第1の3の(2)のアの(ア)及び(イ)の事業については、事業実施主体を都道府県知事と読み替えるものとする。

別表 2

林業イノベーション推進総合対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率等
1 森林資源デジタル管理推進対策	レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化及び当該データを活用した効率的な路網設計を支援するソフト等の導入に対する支援を行う。	都道府県、 都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	定額
2 ICT生産管理推進対策	1 レーザ計測による森林資源データの解析・管理の標準化事業 レーザ計測データを効率的・効果的に活用するための解析手法及び管理手法の標準化に対する支援を行う。 2 ICT生産管理システムの標準化事業 レーザ計測データ、IoTハーベスタによる造材データ等を利用した生産管理システムの標準化に対する支援を行う。	民間団体等	定額
3 革新的林業実践対策	1 スマート林業構築推進事業 (1) スマート林業実践対策 ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等の実践的取組に対する支援を行う。 2 先進的造林技術推進事業 (1) 低コスト造林モデル普及促進事業 ア 地域の実状に応じた実証的造林 地域の実状に応じた低コスト造林技術の導入実証（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に対する支援を行う。	地域協議会 都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画	定額 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） （附帯事務費1/2以内）

		の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	
	イ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証 人工造林等の造林事業の実施、当該事業の設計や施行管理の効率化に向けたリモートセンシング技術の導入実証及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に対する支援を行う。	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は民間事業者	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） （附帯事務費1/2以内）
	(2) 造林分野への異分野の技術等の導入促進事業 現場課題の解決のための異分野の技術等の導入に向けた林業関係者、企業等のマッチング、事業開発へのサポート、広報等に対する支援を行う。	民間団体等	定額
4 早生樹等優良種苗生産推進対策	1 指定採取源の拡大 花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子調査等に対する支援を行う。	都道府県	定額
	2 早生樹母樹林の保全・整備 国内に現存する早生樹の優良林分を母樹林として指定し、優良な種穂の採取源を確保するために実施する調査、林内の整備、種穂の採取作業等の取組に対する支援を行う。	都道府県 都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、事業協同組	定額

		合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は森林組合等	
	3 エリートツリー等の原種増産技術の開発 優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発の取組に対する支援を行う。	民間団体等	定額
	4 採種園等の造成・改良等 (1) 採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に対する支援を行う。	都道府県 都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農事組合法人等	1/2以内
	(2) 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に対する支援を行う。	都道府県 都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	1/2以内
	5 採種園等の造成・改良等モデル的な取組 特定母樹による広域供給型モデル採種園等の整備、特定母樹による施設型モデル採種園の整備及び多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備・機能向上に対する支援を行う。	民間団体等	定額
	6 苗木生産技術の向上等 苗木生産者・需要者を対象としたコンテナ苗の生産・利用に関する技術研修及び巡回指導、苗木被害の早期診断、種苗の需給情報等を共有する取組に対する支援を行う。	民間団体	定額
5 戦略的技術開発・実証事業	1 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証 伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、傾斜地対応技術等の機械・新技術や、ドローン・GPS、AR（拡張現実）等のソフトウェア等の開発・実証に対する支援を	民間団体等	定額

6 木材生産高度技術者育成対策	<p>行う。</p> <p>2 新素材の開発・実証 木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資する新素材の開発・実証に対する支援を行う。</p> <p>木材生産現場においてICT等の先端技術を活用して路網作設することのできる高度技能者を育成するための取組に対する支援を行う。</p>	<p>民間団体等</p> <p>都道府県</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
-----------------	---	--------------------------	---------------------

(別記3)

川上・川下連携による成長産業化支援対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は別表3のとおりとする。

- 1 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
- 2 木材需要の創出・木材産業活性化対策
 - (1) 木材産業・木造建築活性化対策
 - ア 都市の木造化促進総合対策事業
 - イ C L T・L V L等の建築物への利用環境整備事業
 - ウ 生産流通構造改革促進事業
 - (2) 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
 - イ 「地域内エコシステム」推進事業
 - ウ 「クリーンウッド」普及促進事業
 - エ 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業
 - オ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策

第2 事業計画等

- 1 事業計画の作成及び承認等
第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認等を受けるものとする。
- 2 事業計画等の変更
事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。
- 3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

別表 3

1 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策	1 現場技能者キャリアアップ対策 (1) キャリアアップ対策 現場管理を行う者等を対象として、担当する現場の効率的な運営を行うため、必要な知識・技術・技能の習得を図るための集合研修の実施を支援する。	民間団体等	定額
	(2) 技能評価試験の構築 技能検定制度への林業の追加に向け、技能を評価する試験の全国的な試行に対する支援を行う。	民間団体等	定額
	2 森林プランナー育成対策 実践力のある森林施業プランナー及び森林経営プランナーを育成するための研修等の取組に対する支援を行う。	民間団体等	定額、1/2以内（委員会開催経費及び研修経費のみ定額）
	3 林業労働安全推進対策 林業労働安全の専門家を活用し、林業経営体への安全診断・安全指導等の実施を支援する。	民間団体等	定額

2 木材需要の創出・木材産業活性化対策

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 木材産業・木造建築活性化対策	1 都市の木造化促進総合対策事業 (1) 都市における木材需要の拡大 都市の木造化を推進する工務店等を登録・公表する。あわせて、都市部を中心とした木質建築資材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材等）を用いた建築物の建築の実証を支援する。	民間団体等	定額
	(2) 大径化した原木等を活かした利用の拡大 大径化した原木を活用した高付加価値製品（内装材等）の開発等の取組を支援する。	民間団体等	定額
	(3) 顔の見える木材での快適空間づくり事業 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加	民間団体等	定額

	<p>価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発の取組を支援する。</p> <p>2 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</p> <p>(1) CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援 CLTを用いた建築物の設計・建築や街づくり等の施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証を支援する。</p> <p>(2) CLT建築物等の設計者等育成 CLT建築物等の設計者等の育成・サポートを行う取組について支援を実施する。</p> <p>(3) CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等 中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、低コスト化に資する新たな製品・技術開発、低コスト化の推進の取組、CLT等の建築物の設計容易化に向けた取組、木質建築資材の品質確保に向けた取組等への支援を実施する。</p> <p>3 生産流通構造改革促進事業</p> <p>(1) 低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援 川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築を促進させるため、サプライチェーンの構築に意欲のある事業者によるサプライチェーンマネジメント推進フォーラムを設置し、流通の各段階における事業者のマッチングに向けた取組を支援する。また、需給情報等の共有化を促進させるための木材SCM支援システムの構築、需給情報の収集等を実施する。</p> <p>(2) 木材加工設備導入等利子助成 製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成を実施する。</p> <p>(3) 木材加工設備等リース導入支援 導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るため、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入経費に対する助成を実施する。</p> <p>(4) 森林認証材の需要拡大 森林認証材の需要拡大を図るため、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等を実施する。</p>	<p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p> <p>民間団体等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
--	--	---	---

2 木材需要の創出・輸出力強化 対策	1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進 地域における民間部門主導の木造公共建築物等の整備を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造公共建築物等の整備を行おうとする地域協議会及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対し、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等を実施する。	民間団体等	定額
	2 「地域内エコシステム」推進事業 (1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち事業実施計画の精度向上支援 「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F/S調査を行った地域を対象に、同システムの導入に関する地域の合意形成を図り、実施計画を策定するための協議会の運営を支援する。	民間団体等	定額
	(2) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発・実証事業 「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要な小規模な技術開発・改良、実証等を実施する。	民間団体等	定額
	(3) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち「地域内エコシステム」技術開発等支援事業 (2)の事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施する。	民間団体等	定額
	(4) 「地域内エコシステム」モデル構築事業のうち優良事例の横展開体制整備支援 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの検討・構築を実施するとともに、普及に向けたロードマップを作成する。	民間団体等	定額
(5) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち相談・サポート体制の構築 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的な支援を行うため、	民間団体等	定額	

相談窓口を設置し、質疑応答の結果について広く周知を図るとともに、各地域で相談対応可能な人材育成のための研修会を実施する。		
(6) 「地域内エコシステム」サポート事業のうち木質バイオマス利用促進調査支援 「地域内エコシステム」の推進に資する各種調査を実施し、その結果の報告会の開催、報告書の作成等を実施する。	民間団体等	定額
(7) 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業 木質バイオマス利活用施設等の整備等に必要な資金の借入れについて利子助成を実施する。	特定非営利活動法人活木 活木森ネットワーク	定額
3 「クリーンウッド」普及促進事業		
(1) 木材関連事業者登録の推進 木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手續等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を実施する。	民間団体等	定額
(2) 協議会による普及啓発活動 合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等を支援する。	民間団体等	定額
4 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業		
(1) 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築事業 民間セクターが整備する非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、木材利用に取り組む民間企業（建設事業者、建材流通事業者、施主等の木材需要者）等のネットワークの構築や需要サイドとしての課題・条件の整理、木材供給者への条件の提示等を実施する。	民間団体等	定額
(2) 内装木質化等促進のための環境整備に向けた取組支援事業 民間の創意工夫を活用してオフィス等施設の内装木質化等を行った上で、利用実態等を調査分析するなどの実証的な取組に係る経費に対して支援し、施設種類ごとにニーズや効果のデータ化と、効果的なプロモーション手法を検討する取組を実施する。	民間団体等	定額
(3) ウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成 消費者のウッド・チェンジにつながる木材利用の理解醸成を図るため、優れた地域材製品等の顕彰制度、木材利用の良さや意義を効果的かつ効率的に伝える普及啓発、木育活動、林福連携で行う優れた地域材製品開発等による「木づかい運動」の取組を実施する。	民間団体等	定額

	<p>5 広葉樹を活用した成長産業化支援対策 広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供及び国産特用林産物の競争力の強化を実施する。</p>	民間団体等	定額
--	--	-------	----

(別記 4 - 1)

林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）

第 1 事業の内容及び事業実施主体等

林業施設整備等利子助成事業の事業内容、事業実施主体及び補助率は、別表 4 - 1 のとおりとする。

第 2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

事業実施主体は、関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、林野庁長官に提出し、その承認等を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1 に準じて行うものとする。

3 1 及び 2 の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第 4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表 4 - 1

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
林業施設整備等利子助成事業	<p>1 林業施設整備等利子助成事業</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が行う森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等に必要な資金の借入れ、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表されている民間事業者が効率的かつ安定的な経営管理のために行う木材の生産量の増加若しくは生産性の向上、原木の安定供給・流通の合理化等に必要な資金の借入れ、自然災害の被害等を受けた林業者等が行う造林地、林道、林業施設等の復旧・復興若しくは資金繰りに必要な資金の借入れ又は新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）が独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を活用して行う林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額
	<p>2 地域材利用促進利子助成事業</p> <p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額
	<p>3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業</p> <p>木材価格の下落により影響を受けた林業者等が競争力強化のための経営基盤整備に取り組むのに必要な資金の借入れについて利子助成を実施する。</p>	全国木材協同組合連合会	定額

(別記4-2)

林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）

第1 事業の内容等

この事業は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が林業信用保証業務（林業等資金寄託業務（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条第1項第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務をいう。）及び災害復旧林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）に掲げる事業を除く。以下同じ。）の実施に必要な経費の一部に充てるため、国が林業信用保証事業交付金を交付することにより、林業者・木材産業者等に対し林業関係資金の融通の円滑化を図ること等を目的とする次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容等は、別表4-2-1のとおりとする。

- 1 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
- 2 保証活用支援事業
 - (1) 災害復旧支援タイプ
 - (2) 木材安定供給支援タイプ
 - (3) 事業承継支援タイプ
 - (4) 事業再建支援タイプ
- 3 木材産業等高度化推進資金事業
- 4 経営改善発達支援事業

第2 実施期間

実施期間は、平成30年度以降とする。

第3 国庫への返還

信用基金は、第1に掲げる各事業が完了したときにおいて、林業信用保証事業交付金に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業が完了する前であっても、中期目標期間終了時に残額が生じた場合及び林業信用保証事業交付金の額が各事業の実施状況その他の事情に照らして過大である場合は、林業信用保証事業交付金の全部又は一部を国に返還するものとする。

ただし、中期目標期間終了時の返還については、第1の1の事業に要する見込みの経費（新型コロナウイルス感染症対策を目的に令和2年度補正予算（第1号）及び令和3年度当初予算に計上された林業信用保証事業交付金を財源として実施されたものに要する見込みの経費に限る。）及び第1の2の事業に要する見込みの経費については、この限りではない。

第4 報告

信用基金は、毎事業年度末において、第1に掲げる各事業の実績について、当該事業年度終了後1か月以内に、別記様式1及び2により、農林水産大臣に報告するものとする。

別記様式 1

〇〇年度林業信用保証事業交付金実績報告書

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 氏名

林業成長産業化総合対策実施要綱別記 4-2 第 4 の規定に基づき、下記のとおり林業信用保証事業交付金の実績を報告する。

記

1 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業

- | | |
|--|---|
| ① 前年度末における林業信用保証事業交付金（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業）の残額 | 円 |
| ② 第 期中期目標期間における信用基金負担額（過年度分） | 円 |
| ③ 林業信用保証事業交付金（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業）の額 | 円 |
| ④ 林業信用保証事業収入の額 | 円 |
| ⑤ 林業信用保証事業支出の額 | 円 |
| ⑥ 国庫返納額 | 円 |
| ⑦ 林業信用保証事業交付金（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業）の残額（①－②＋③＋④－⑤－⑥） | 円 |
| ⑧ 保証活用支援事業への繰入額 | 円 |
| ⑨ 第 期中期目標期間終了時の残額（⑦－⑧） | 円 |

2 保証活用支援事業

- | | |
|--|---|
| ① 前年度末における林業信用保証事業交付金（令和元年度の林業・木材産業災害復旧対策保証事業及び保証活用支援事業）の残額 | 円 |
| ② 信用基金負担額（過年度分） | 円 |
| ③ 林業信用保証事業交付金（保証活用支援事業）の額 | 円 |
| ④ 保証活用支援事業による保証料免除の額 | 円 |
| （計） | 円 |
| （内訳） | |
| ア 災害復旧支援タイプ | 円 |
| イ 木材安定供給支援タイプ | 円 |
| ウ 事業承継支援タイプ | 円 |
| エ 事業再建支援タイプ | 円 |
| ⑤ 国庫返納額 | 円 |
| ⑥ 林業信用保証事業交付金（令和元年度の林業・木材産業災害復旧対策保証事業及び保証活用支援事業）の残額（①－②＋③－④－⑤） | 円 |

	円
⑦ 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業からの繰入額	円
⑧ 信用基金負担額（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業からの繰入後） （⑥－⑦）	円
3 木材産業等高度化推進資金事業	
① 木材産業等高度化推進資金事業の貸付金	円
② 上記貸付けにより見込まれた利息（1%）の額	円
③ 木材産業等高度化推進資金事業収入の額	円
④ 木材産業等高度化推進資金事業支出の額	円
⑤ 木材産業等高度化推進資金事業の収支差 （(②－③)又は(④－③)のいずれか小さい方）	円
⑥ 林業信用保証事業交付金（木材産業等高度化推進資金事業）の額	円
⑦ 林業信用保証事業交付金（木材産業等高度化推進資金事業）の残額（⑥－⑤）	円
4 経営改善発達支援事業	
経営改善発達支援事業の実施状況は別記様式2のとおり。	
① 前年度末の林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）の残額	円
② 林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）の額	円
③ 経営改善発達支援事業に要した額	円
④ 林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）の残額（①＋②－③）	円

- 注 1 1の①及び4の①について、中期目標期間の初年度は0円と記載すること。
- 2 1の⑦について、負の値となる場合は項目を「⑦ 信用基金負担額（②－①－③－④＋⑤＋⑥）」に変更して記載すること。
- 3 1の⑧及び⑨については、中期目標期間の終了年度であって、保証活用支援事業への繰入を行った場合のみ記載すること。また、不要の場合は削除すること。
- 4 1の⑧及び2の⑦については、別表4-2-1の2のなお書きに定めた範囲の額を記載すること。
- 5 2の⑥について、負の値となる場合は項目を「⑥ 信用基金負担額（②－①－③＋④＋⑤）（中期目標の終了年度において、木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業からの繰入を行う場合にあっては、「⑥ 信用基金負担額（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業からの繰入前）（②－①－③＋④＋⑤）」に変更して記載すること。
- 6 2の⑦及び⑧については、中期目標期間の終了年度であって、木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業からの繰入を行った場合のみ記載すること。また、不要の場合は削除すること。

別記様式 2

〇〇年度林業信用保証事業交付金（経営改善発達支援事業）実施状況報告書

実施内容	実施数量	経費内訳	金額（円）		備考
				うち国費	
		計			
		合計			

- 注 1 行については、適宜追加して使用すること。
 2 経費内訳については、別表 4-2-2 の区分に準じて記載すること。

別表4-2-1

事業の種類	事業内容	事業実施主体	補助率
林業信用保証事業	<p>1 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業 木材需要の拡大や地域材の安定供給、災害からの早期復旧等に取り組む林業者・木材産業者等が、事業を行うに当たり必要な資金を円滑に調達できるよう、信用基金の経営の安定化のため、保証事業費の一部について支援を行う。</p>	独立行政法人農林漁業信用基金	定額
	<p>2 保証活用支援事業 以下の(1)～(4)に該当する場合、保証料を最大5年間免除するための経費について支援を行う。 なお、中期目標期間の最終年度において、当該中期目標期間における保証活用支援事業の実施に要した経費について不足が生じている場合は、その不足した金額を上限に、木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業から繰り入れることができる。</p> <p>(1) 災害復旧支援タイプ 林野庁長官が別に指定する災害による被害を受けた林業者・木材産業者等であって、当該被害の内容証明を市町村長等から受けた者が、災害復旧等のために必要な資金を調達する際に信用基金の債務保証を利用する場合</p> <p>(2) 木材安定供給支援タイプ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けた者が、木材安定供給確保事業（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。）に必要な資金を調達する際に信用基金の債務保証を利用する場合</p> <p>(3) 事業承継支援タイプ 事業承継を図る林業者・木材産業者等が、事業承継に必要な資金を調達する際に信用基金の債務保証を利用する場合</p> <p>(4) 事業再建支援タイプ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者（個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）</p>	独立行政法人農林漁業信用基金	定額

	<p>が、本要綱別表4-1の林業施設整備等利子助成事業を活用して林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金を借り入れる場合</p> <p>3 木材産業等高度化推進資金事業 林業者・木材産業者等が行う経営の合理化等の取組に必要となる運転資金について、民間金融機関から低利で融通されるよう、都道府県が行う民間金融機関への資金の供給に必要な資金を、低利で貸し付ける事業に対し、必要となる経費の補填を行う。</p> <p>4 経営改善発達支援事業 森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対する、経営の改善発達に係る助言その他の支援の実施（森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受ける見込みの者に対する制度の周知、事前調査等を含む。）に必要な経費について支援を行う。 なお、対象経費については別表4-2-2のとおりとする。</p>	<p>独立行政法人農林漁業信用基金</p> <p>独立行政法人農林漁業信用基金</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
--	---	---	---------------------

経営改善発達支援事業対象経費

信用基金が、経営改善発達支援事業の実施（制度の周知、事前調査等を含む。）に要する経費とし、対象となる経費については次の表に掲げるとおりとする。

区分	内容
技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。
賃金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝金	事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
旅費	事業の実施及び指導監督等に必要な旅費及び事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の旅費とする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。
役務費	調査業務料、通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料等とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。
原材料費	情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。